

トピックス

スキー事故訴訟

公刊集を中心に筆者望月が調査した範囲では、スキー事故訴訟は14事件ある(表1)。スポーツ事故訴訟としては、水泳、ゴルフ、野球に次ぐ第4位の多さである。

スキーヤーの自損事故7件全部と、スキーヤーが加害者となっている衝突事故1件の計8件において、スキー場の施設設置管理者の責任が問われ、4件で責任を肯定し、4件で否定している。スキーヤーが加害者となっている事故の6件において、加害スキーヤーとその指導者の責任が問われ、4件で責任を肯定し、2件で否定している。

施設設置管理者の責任の判断においては、災害発生場所が、整備されたゲレンデとして利用に供されていたが、障害物が容易に発見しえたか、などの要素を検討のうえ判断されることになる。

積雪15cmで滑走可能とされているゲレンデにおいて、直径3cm、長さ50cmの倒木が放置されていた事例(2)、スキーヤーが多く滑降している場所に設置された防護マッ

トが巻かれたコンクリート製支柱の下部が、融雪に伴い雪面上に70cmむき出しになっていた事例(9)などで責任を肯定した。

一方、5月のスキーにおいて、容易に確認しえたクレバス付近を滑降して、クレバスに転落した事例(3)では、責任を否定している。

また、スキーヤーが加害者となる事故においては、スキーヤーは互いに衝突を避ける義務を負っており、ルールないしマナー違反がある場合においてのみ責任を肯定しており、最近の最高裁判決(14)において、上方から滑降する者に下方を滑降している者の動静を注視する義務を課していることが注目される。

スキー事故においては、責任が肯定されたとしても、被害者自身の過失を大きくとらえる傾向があり、責任を肯定した10判決のなかで、50%を超える過失相殺を認めたものが4判決もあるのが特徴である。

表1 スキー事故判例一覧

事件番号	判決		被災者		死傷の別	事案の概要	責任			過失相殺	判例掲載誌	
	裁判所	年月日	性別	年齢			S	指	施		出典	号数
1	東京地判	1964年12月21日	女	24	傷害	転倒しているスキーヤーへの衝突	○			0%	判時	393
2	長野地判	1970年3月24日	男	22	死亡	ゲレンデ内の切株に衝突			○	80%	判時	607
3	前橋地沼田支判	1981年4月30日	男	51	傷害	クレバスへの転落(2回)			○	不明	未掲載	
3	東京高判	1985年1月31日	同上	同上	同上	同上			○	70~90%	判時	1143
3	最判	1990年11月8日	同上	同上	同上	同上			×		判時	1375
4	札幌地判	1983年11月1日	不明	不明	不明	学校授業中のスキーヤー同士の衝突	○	×		不明	ジュリスト	814

5	札幌地判	1984年10月24日	女	高1	傷害	スキー大会における競技者のゴール計時係への衝突		×			判自治	13
6	札幌地判	1985年11月29日	女	54	傷害	スキーヤー同士の衝突(反訴あり)	×				判夕	633
6	札幌高判	1986年9月30日	同上	同上	同上	同上	×				判夕	633
7	横浜地判	1985年12月18日	男	高2	死亡	スキーヤー同士の衝突			×		判時	1209
8	大阪地判	1986年9月29日	不明	不明	不明	転倒しているスキーヤーへの衝突	○			40%	未掲載	
9	旭川地判	1987年6月16日	男	11	死亡	ゲレンデ滑走中照明灯支柱に衝突			○	75%	判時	1250
10	富山地高岡支判	1990年1月31日	女	成人	傷害	夜間そりで滑走中の鉄塔への衝突			×		判時	1347
11	東京地判	1990年3月26日	男	21	死亡	ゲレンデ下方の駐車場への飛び出し転落			○	80%	判夕	737
12	横浜地川崎支判	1990年12月6日	男	52	死亡	ゲレンデ下の舗装部分に飛び出し転倒			×		判時	1382
13	金沢地判	1991年5月30日	男	39	傷害	雪に隠された岩にスキー板をひっかけて転倒			○	15%	判自治	88
14	札幌地判	1993年2月23日	女	26	傷害	追い越す際のスキーヤー同士の衝突	×				未掲載	
14	札幌高判	1993年10月28日	同上	同上	同上	同上	×				未掲載	
14	最判	1995年3月10日	同上	同上	同上	同上	○			差し戻し	未掲載	

注) S:スキーヤーの責任, 指:指導者の責任, 施:施設設置管理者の責任, 判時:判例時報, 判夕:判例タイムズ, 判自治:判例地方自治